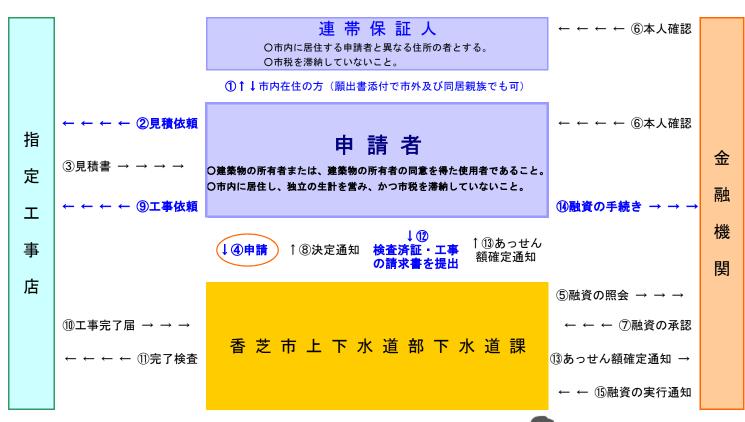
融資あっせん制度のご案内

融資あっせん額の上限は60万円です。償還期間は最長3年(36ヶ月)です。完済後に利子補給を行います。

融資あっせん制度フローチャート①~18

※皆様に行っていただくのは①, ②, ④, ⑨, ⑫, ⑭, ⑪です。







申請者

⑪申請→

←^{®利子補給</sub> 【 **※ 下 水 道 課**}



←16完済証明書

金融機関

融資あっせん制度利用のメリット

一時期のまとまった支出を抑えることができますので 無理なく下水道に接続することができます。



→供用開始

左ページの図を参照しながらご覧下さい。

供用開始から工事を依頼するまでに必要な手続き 工事依頼・完了時に必要な手続き 工事完了以降に必要な手続き ① 連帯保証人(1名)必要 9 工事依頼 ① 検査済証と工事の請求書を提出 (16) 1 ② 指定工事店に見積依頼 【申請者→指定工事店】 【指定工事店→申請者→下水道課】 18 【申請者→指定工事店】 ① 工事完了届の提出 ③ あっせん額の確定通知 利 子の全額 ③ 指定工事店から見積書 【指定工事店→下水道課】 【下水道課→申請者·金融機関】 【指定工事店→申請者】 ① 完了検査・検査済証の発行 ① 金融機関で融資手続き 4 ③を含む申請書類の提出 【下水道課→指定工事店→申請者】 【申請者→金融機関】 を 【申請者・指定工事店→下水道課】 ① 融資の実行通知 補 ⑤ 香芝市内の金融機関(ゆうちょ銀行以外) 【金融機関→下水道課】 へ融資可否の照会

→工事完了

→工事依頼・開始

4融資あっせん申請時の必要書類

【申請者→下水道課→金融機関】

【金融機関→申請者·連帯保証人】

⑧ 融資あっせん承認決定通知書の送付

⑥ 金融機関から本人確認

⑦ 金融機関の回答(承認)

【金融機関→下水道課】

【下水道課→申請者】

誰が	どこにある (どこで)	どんな書類を	誰に提出するのか
・申請者	・下水道課	・水洗便所改造資金融資あっせん申請書	下水道課
・申請者と連帯保証人	• 税務課	· 所得証明書各1通	
・申請者と連帯保証人	• 納税促進課	· 市税納税証明書各1通	
・申請者と連帯保証人	・市民課	· 印鑑証明書各1通	
・申請者	・指定工事店	・工事の見積書	
・指定工事店	・下水道課	・排水設備等計画確認申請書等	

16~18利子補給申請時の必要書類

誰が	どこにある (どこで)	どんな書類を	誰に提出するのか
・申請者	・下水道課	· 水洗便所改造資金融資利子補給申請書	下水道課
・申請者	- 金融機関	・完済証明書	



完済後